

免除が承認された場合の保険料納付額（月額）と年金額への反映割合（平成20年度の場合）

免除区分		納付額（月額）	年金額への反映割合
全額免除	免除（全額）	なし	1/3
4分の3免除（4分の1納付）	免除（3/4） 納付（1/4）	3,600円	1/2
半額免除（半額納付）	免除（1/2） 納付（1/2）	7,210円	2/3
4分の1免除（4分の3納付）	免除（1/4） 納付（3/4）	10,810円	5/6

※4分の3免除、半額免除、4分の1免除制度は、納付すべき一部の保険料を納付していない場合、その期間の一部免除が無効（未納と同じ）となるため、将来の老齢基礎年金の額に反映されず、また、障害や死亡といった不慮の事態が生じた場合に、年金を受け取ることができなくなる場合がありますのでご注意ください。

免除となる所得基準	前年所得が以下の計算式で計算した金額の範囲内であること
全額免除	⇒ (扶養親族等の数+1) × 35万円 + 22万円
4分の3免除（4分の1納付）	⇒ 78万円 + 扶養親族等控除額 + 社会保険料控除額等
半額免除（半額納付）	⇒ 118万円 + 扶養親族等控除額 + 社会保険料控除額等
4分の1免除（4分の3納付）	⇒ 158万円 + 扶養親族等控除額 + 社会保険料控除額等

※申請者ご本人のほか、配偶者および世帯主の方も所得基準の範囲内である必要があります。

次年度以降の手続きは？

保険料全額免除または若年者納付猶予が承認された方が、申請時に翌年度以降も申請を行うことをあらかじめ希望（申請書の申請者記入欄の「はい」に○を付けてください）された場合は、翌年度以降は、改めて申請を行わなくても、継続して申請があったものとして自動的に審査を行います。

※失業もしくは震災、風水害または火災による損害を理由とした全額免除申請、若年者猶予もしくは一部免除（納付）申請の場合は、毎年の申請が必要となりますのでご注意ください。

国民年金保険料の免除制度があります

国民年金の保険料に納めることが困難な方で、本人、配偶者、世帯主の前年所得が一定基準以下または失業などにより納付することができない場合は、申請により保険料の全額または一部納付が免除される「保険料免除制度」があります。

国民年金

国民年金は、20歳以上の国民みんなが加入する大切な制度です。一人でも多くの方に国民年金について理解していただけるよう、年4回に分けて、しくみなどを紹介しています。

こんなときは国民年金の手続き（種別変更）が必要です

日本国内に住んでいる20歳以上60歳未満のすべての人は、国民年金に加入することになっていきます。

加入の種類（種別）は、

- 第1号被保険者
自営業者や学生など
- 第2号被保険者
厚生年金や共済組合の加入者
- 第3号被保険者
第2号被保険者に扶養されている配偶者（収入が一定額を超えない人）

の3種類に区分されています。

ご本人や配偶者の就職・転職、結婚などで国民年金の加入の種別が変わることがあり、下記の表のように種別変更等の手続きが必要となる場合があります。手続きをされなかった場合は、病気やケガで障害が残ったときや、死亡した場合の障害年金・遺族年金を受け取ることができなくなる場合がありますので、必ず手続きをしてください。

こんなとき	被保険者の種別	手続き先
学生やフリーターなど、厚生年金や共済組合に加入していない方が20歳になったとき	未加入⇒第1号	市町村の窓口
第2号被保険者に扶養されている配偶者が20歳になったとき	未加入⇒第3号	配偶者の勤務先
配偶者が就職して第2号被保険者になり、その第2号被保険者に扶養されるようになったとき	第1号⇒第3号	配偶者の勤務先
第2号被保険者が60歳になる前に、会社などを退職したとき	第2号⇒第1号	市町村の窓口
第2号被保険者である人が会社などを退職し、第2号被保険者である配偶者に扶養されるようになったとき	第2号⇒第3号	配偶者の勤務先
第2号被保険者（配偶者）に扶養されていた人で、その配偶者が退職したとき	第3号⇒第1号	市町村の窓口
年金受給資格がある第2号被保険者（配偶者）が65歳になり、その配偶者に扶養されていた人が60歳未満のとき		
パート収入が130万円を超えたときなど、配偶者の扶養から外れるようになったとき		

国民年金保険料学生納付特例制度について

所得が無い学生の方が、将来、年金を受け取ることができなくなることや、不慮の事故等により障害が残ってしまった場合に、障害基礎年金を受け取ることができなくなること等を防止するため、本人の申請により保険料の納付が猶予される制度です。

※所得のある学生については、所得の額が基準額以下の場合に特例を受けられます。詳しくはお近くの社会保険事務所までお問い合わせください。



学生納付特例期間の年金はどうなるの？

	納付	学生納付特例	未納
（受給資格期間） 障害基礎年金 遺族基礎年金	○ 入ります	○ 入ります	× 入りません
老齢基礎年金	○ 入ります	○ 入ります	× 入りません
	○ されます	× されません	× されません

- 障害基礎年金および遺族基礎年金を受給するためには一定の受給要件があります。
- 学生納付特例を受けた期間は、将来受ける年金の受給資格期間に算入されますが、年金額には反映されません。
- 学生納付特例が承認された期間の保険料は、10年以内であれば古い期間から順に納めること（追納）ができます（ただし、学生納付特例期間の承認を受けた期間の翌年度から起算して、3年度目以降に保険料を追納する場合には、承認を受けた当時の保険料額に経過期間に応じた加算額が上乘せされます）。
- 保険料の追納にあたっては、申込書の提出が必要になります。詳しくはお近くの社会保険事務所までお問い合わせください。

平成21年度の国民年金保険料額は、1カ月14,660円です。

国民年金保険料は、お支払い方法によって、おトクな割引があります。

平成21年4月～平成22年3月の1年度分について

現金で毎月納付した場合
14,660円 × 12カ月 = 175,920円

**現金1年分を前納すると
172,800円**

3,120円割引

平成21年4月～平成21年9月の6カ月について

現金で毎月納付した場合
14,660円 × 6カ月 = 87,960円

**現金6カ月分を前納すると
87,250円（年間納付額174,500円）**

710円割引
(年間割引額1,420円)

前納のお支払いは、4月1日から4月30日まで ※1年度分・6カ月分の前納納付書は、4月上旬に発送します。